

令和 3年度 委託業務 那覇港現場技術業務委託 (R3-2)

の名称

履行場所 那覇港全域

履行期間 183 日間

特 記 仕 様 書

第1条 (本業の目的)

本業務は、那覇港における港湾工事の現場技術業務委託である。

第2条 (共通仕様書の適用)

本業務は、沖縄県土木建築部制定の「現場技術業務委託共通仕様書」に基き実施しなければならない。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	現場技術員及び管理技術者の資格	1	管理技術者及び現場技術員の資格は以下のいずれかに該当するものとする。 管理技術者(技師(A)) ①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					又は（建設部門） ②一級土木施工管理技士 ③RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る） ④発注者が上記①～③と同等であると認めた者
				2	現場技術員（技師（C）） ①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）、技術士補（建設部門） ②一級土木施工管理技士 ③RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る） ④発注者が上記①～③と同等であると認めた者
		7	管理技術者の直接的雇用関係について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。 なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
				2	「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、契約時に提示するものとする。
		8	本業務の範囲		対象工事は下記を予定しているが、工事内容により増減することがある。 なお、工事場所、工事規模等の必要な条件は協議するものとする。 ①臨港道路（港湾2号線）道路改良工事（R2-2） ②泊港橋耐震補強工事（R2-2） ※上記に関連する令和2年度繰越工事も含む。
		9	打合せ	1	調査職員と管理技術者との打合せは月2回以上行うものとし、管理技術者は打合せ事項に基づいて、現場技術員を指導監督し、業務の円滑な履行を図るものとする。
				2	受注者は毎月当初に前月の実績を監督職員へ提出すること。
		10	執務室	1	那覇港管理組合内に確保する。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		11	業務に必要な自動車等		<p>業務に必要な自動車は受注者が用意すること。(ライトバン ガソリン 1500cc以上)</p> <p>「土木工事等共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」等、現場に必要な図書は受注者が用意すること。</p> <p>工事内容の確認に必要な設計図書等は必要があれば発注者より貸与するが、その他業務に必要な物品等については受注者が用意すること。</p> <p>なお発注者から貸与した内容を第三者に漏らしてはならない。</p>
		12	更改契約		<p>構成人員に変更があった場合でも原則契約変更は行わない。</p> <p>その他変更する必要がある場合は、受注者、発注者で協議する。</p>
		13	その他		<p>本業務の遂行するにあたっては、技術的な中立性を保ちつつ県民からみて、公正な職務執行の観点から疑義や不信をもたれないように常に意識し、沖縄県内部規定関係法令を準用しながら行動すること。</p>
		14	成果物の提出について		<p>受注者は、本業務の成果として次の書類を提出すること。</p> <p>(1) 業務報告書</p>
		15	配置技術者の確認について	1	<p>受注者は、業務計画書（現場技術業務共通仕様書第110条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>
				2	<p>業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者</p> <p>②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者</p>
				3	<p>業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				4	<p>内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p> <p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p>